

## 訪問看護ステーションひなた運営規程

### (事業の目的)

第1条 合同会社バディが開設する訪問看護ステーションひなた(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治医が必要を認めた高齢者やその他の利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護及び指定介護予防の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションひなた
- ② 所在地 横須賀市久里浜二丁目 13 番 1-202

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	—	3名	—	—	うち1名は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		—	—	—	—	

#### (1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

#### (2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 :月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間:午前9時から午後5時までとする。(時間外は要相談)
- ④ 電話やショートメッセージ等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明  
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための  
具体的サービス内容を記載

・サービス内容の例

- ① 症状、障害の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ③ 食事及び排泄などによる日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 精神・神経疾患利用者の看護
- ⑨ カテーテルの管理
- ⑩ 療養生活や介護についての指導、相談業務
- ⑪ グループホームとの連携
- ⑫ そのほか医師の指示による医療処置

- (1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供
- (2) 訪問看護報告書(介護予防訪問看護)の作成

(サービスの回数と時間)

第7条

(1) 介護保険の対象者 利用者の希望主治医師の指示等の基づき介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾患等」でない方は、利用者の希望、主治医師の指示等に基づき、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)及び(介護予防)訪問看護計画に沿った訪問回数、訪問時間とする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護の要介護・要支援の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾患等」の方は、回数の制限はなしとする。
  - ② ①以外の方は、週3回までの訪問看護とする。又、1回の訪問時間は30分から90分程度とする。
  - ③ ただし、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別指示書」の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。
- 又、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の処置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、虐待防止のための検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知する
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) (1)、(2)を適切に実施するための担当者を置く
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のための必要な処置
- (6) 虐待発見時には担当者である管理者が県市町村への通報等を行う

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割、2割又は3割の額とする。

## (1) 訪問看護料金表(介護保険)

(地域単価 10.84 円)

訪問看護の介護報酬に係る費用		単位数	料金(円)	利用者の負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費 (一回につき)	所要時間 20 分未満	314	3,403	341	681	1,021
	所要時間 30 分未満	471	5,105	511	1,021	1,532
	所要時間 30 分以上 1 時間未満	823	8,921	893	1,785	2,677
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	12,227	1,223	2,446	3,669
	理学療法士等による 訪問の場合 1 回につき	294	3,186	319	638	956

## (2) 訪問看護料金表(介護予防)

(地域単価 10.84 円)

項目		単位数	料金(円)	利用者の負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
予防訪問看護 I-1・ 時間内	1 回につき 20 分未満	303	3,284	329	657	986
予防訪問看護 I-2・ 時間内	1 回につき 30 分以内	451	4,888	489	978	1,467
予防訪問看護 I-3・ 時間内	1 回につき 30 分以上 1 時間未満	794	8,606	861	1,722	2,582
予防訪問看護 I-4・ 時間内	1 回につき 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	11,815	1,182	2,363	3,545
初回看護加算 I	新規に訪問看護を提 供した場合	350	3,794	380	759	1,139
初回看護加算 II	病院等から退院した翌 日以降の初回訪問時	300	3,252	326	651	976

## (3) その他加算等

項目		単位数	料金(円)	利用者の負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満1回につき	254	2,753	276	551	826
	30分以上1回につき	402	4,357	436	872	1,308
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満1回につき	201	2,178	218	436	654
	30分以上1回につき	317	3,436	344	688	1,031
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,252	326	651	976
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,504	651	1,301	1,952
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,710	271	542	813
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	27,100	2,710	5,420	8,130
初回加算Ⅰ	初回のみ	350	3,794	380	759	1,139
初回加算Ⅱ	初回のみ	300	3,252	326	651	976
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,504	651	1,301	1,952

(4) 保険適用外の費用

項目		料金(円)
土日祝日・時間料金 (営業時間午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分を除く)	生活保護・限度額適応・標準負担認定証 をお持ちの方は除く	3,000 円/日
自費・保険適用外の訪問看護 利用料	30 分から利用可能	5,500 円/30 分
自費・保険適用外の訪問看護 交通費	片道 1km毎に	20
年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日まで)	年末年始中の訪問については自己負担の 発生あり。	4,000
介護・医療保険交通費	実施地域を越えた地点から片道 1 km以上	20
エンゼルケア料	処置料	20,000
キャンセル料	訪問前日の 17 時までに連絡があった場合	無料
	訪問前日の 17 時以降に連絡があった場 合	利用者全額負担
日常生活品費	日常生活用品、物品など (処置に要する物品等)	実費相当額
福祉ネイル	福祉ネイルの施術	基本 2,500 円+税
	家族への施術もあり 要相談	材料により変動 あり。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を超えた地点から片道 1 km毎に 20 円加算とする。
- ② 自費での訪問看護での交通費は片道 1 km毎に 20 円加算とする。
- ③ 公共交通機関利用やタクシー、及び駐車場利用料は、実費負担とする。

3 死後の処置料は、20,000 円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第 10 条 通常の実施地域は、本庁、逸見行政センター、衣笠行政センター、大津行政センター、浦賀行政センター、久里浜行政センター、北下浦行政センター所管区域、三浦市(上宮田)とし、実施地域を超える場合は応相談。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 看護職員等は、訪問看護事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内に実施
  - ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社バディとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 5 相談・苦情に対する常設の窓口は管理者としている。管理者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、管理者に必ず引き継ぐようにする。  
営業日、営業時間以外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。